

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月10日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林喜太郎	委員	2番	及川正義	委員
3番	金杉勝城	委員	4番	布施陽子	委員
5番	高品文敬	委員	6番	椎名寛	委員
7番	布施行雄	委員	8番	小林須美子	委員
9番	太田憲一	委員	10番	大木武一	委員
11番	鈴木茂	委員	12番	佐藤正剛	委員
13番	石田利之	委員	14番	安藤幸春	委員
15番	穴澤久男	委員	16番	伊藤栄治	委員
17番	渡邊弘仁	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	伊藤輝夫	委員	19番	秋山菊次	委員
20番	布施利雄	委員	21番	加瀬安男	委員
22番	並木昭男	委員	23番	鎌形豊	委員
24番	山崎幸治	委員	25番	塚本繁雄	委員
26番	木原正勝	委員	27番	江波戸和男	委員
28番	八木正雄	委員	29番	石橋誠	委員

4 欠席委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名
(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年9月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、5番高品文敬委員、6番椎名寛委員を指名い
たします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第3次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
9月7日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る9月7日、午後2時より、市民ふれあいセン
ター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容に
つきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農
用地利用集積計画を定めるため、平成30年8月31日に匝瑳市から諮問
のありました別冊の平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議い
たしました。審議したところ、委員より、所有権移転関係の番号1番につ

いて、売買価格が著しく安く、今後の周辺地区における売買価格の相場への影響が懸念される、との意見が出されましたので報告します。

計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号3番と4番について、審議・採決いたします。高品文敬委員は退席をお願いします。

(高品委員 退席)

議長 高品委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号3番と4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号3番と4番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号3番と4番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号3番と4番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号3番と4番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号3番と4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品委員 着席)

議長 高品文敬委員が着席しましたので、引き続き、平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について、を議題といたします。
利用権設定関係の番号3番と4番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、所有権移転関係の番号1番について、関係委員であった山崎幸治委員から経過の説明をお願いします。

24番 本件土地については、平成27年12月に農業委員会へ売買による農地のあっせん申し出のあった土地です。この土地は水田として深く、ジャンボタニシの問題等もあり耕作条件が悪く、引き受け手がなかなか見つかりませんでした。その様な中、今回、双方の合意がなされたところです。

議長 これに質疑、御意見はございませんか。

2番 売買価格について、最低価格の規定等がありますか。

事務局 ありません。

2番 売買価格の設定は、双方の合意により決まるものだと思いますが、所有権移転関係の番号1番については、贈与での所有権移転とはならなかった

のでしょうか。

24番 引き受け手を探す際、地権者から贈与でも良いとの話はありませんでしたが、その後の当事者間での話し合いの結果、この価格設定となったようです。

21番 所有権移転関係の番号1番について、今後の売買事案への影響が心配されるため、慎重な判断をしなければならないと思います。

議長 他に御意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号3番と4番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番から5番までは、利用権設定に関する件であります。番号6番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号3番と5番については、議案第3号の番号2番と3番の一時

転用許可に付随する案件であるため、議案第3号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 　番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5 番 　番号2番と4番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問
題ないと思われ
ます。

番号3番と5番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるお
それはないと思
います。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号3番と5番については、知事の処分に
併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　【議案第3号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田255㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番と3番の譲受人は同一です。申請地に営農型太陽光発電施設用地として畑3筆合計3,398㎡の内0.205㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、申請地に農機具格納庫及び植木の集荷場用地として現況畑3筆合計2,077㎡の内1,251㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑2,049㎡の内269.73㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、倉庫及び貸ガレージ用地として畑933㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、専用住宅用地として畑304㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1番 　番号1番について、譲受人は親家族と生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自宅に隣接する申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

5番 　番号2番と3番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3番 　番号4番について、申請地を農機具格納庫及び植木の集荷場用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 　番号5番について、譲受者は妻と子2人で市内の賃貸住宅で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

14番 　番号6番について、自宅に隣接する申請地を倉庫及び貸ガレージ用地と

して計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、譲受人は市外に住む娘夫婦と同居するため、自宅に隣接する申請地を専用住宅用地として娘夫婦が生活するための住居の増築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、田1筆を売買または賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件
て
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について

		1 件
報告事項	(1)農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	1 件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	2 件
	でありました。	

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 3 0 年 9 月 1 0 日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。